公　　告

道営土地改良(東藻琴山麓第２地区（区画整理）)事業の事業計画を変更をするため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第４項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第６項において読み替えて準用する法第87条の２第８項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第６項において読み替えて準用する法第87条の２第９項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和８年11月11日

北海道知事　鈴木　直道

１　縦覧について

（１）関係書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

（２）縦覧期間

令和８年11月11日から令和８年12月１日まで

（３）縦覧場所

大空町役場掲示場及びウェブサイト

２　意見書の提出方法等について

（１）意見書の提出先

okhotsk.chosei@pref.hokkaido.lg.jp

（２）意見書の提出期限

令和８年12月１日（必着）

（３）意見書の提出上の注意

ア　意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ　提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ　電話での意見はお受けできません。

エ　郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課までお問い合わせください。